

## お知らせ

## まちのデータ

(令和5年(2023年)9月末日現在)

人口	2万5,451人	交通事故発生件数	(9月中、物損含む)
男	1万2,066人	有田川町	61件
女	1万3,385人	死者	1人 負傷4人
	1万732世帯		有田湯浅警察署調べ

お問い合わせ  
電話番号吉備庁舎  
金屋庁舎  
清水行政局

52-2111

城栗五安水 A L E C (アレック) 23-0001  
山生郷諦 水 道 22-0351  
出連出 22-0254  
張絡張張 26-0001  
所所所課 52-5356  
53-1031  
52-4730

環境セック 52-5384  
プラスチ急 52-7855  
休日患 52-4882  
有田聖 52-3055  
子育て支援センター 52-5474  
有田川町少年センター 090-7966-1697  
52-8744

## ◆◆◆ 催し

令和6年(2024年)  
有田川町二十歳の集い

●対象／平成15年(2003年)

4月2日～平成16年(2004年)4月1日生まれの方

有田川町では、当該年度に二十歳を迎える方を対象に二十歳の集いを行います。令和5年(2023年)11月1日時点で、有田川町に住民登録されている方を対象に12月中旬に案内をお送りする予定です。

※町外に住民登録を移している方で有田川町二十歳の集いに出席を希望される方は、社会教育課までご連絡ください。既にご連絡いただいている方の連絡は不要です。

●日時／令和6年(2024年)1月7日(日) 13時～(受け付け12時15分)

●場所／有田川町金屋文化保健センター(有田川町大字金屋7番地)

問 社会教育課(金屋庁舎)

## ◆◆◆ 年金

## 年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。事務手続きは日本年金機構(年金事務所)が行います。

## ●対象となる方

次の要件すべてに当てはまる高齢基礎年金受給者

- ・65歳以上である。
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税である。
- ・前年の年金収入額とその他所得額の合計額が約88万円以下である。

・次の要件に当てはまる障害基礎年金・遺族基礎年金受給者

- ・前年の所得額が約47.2万円以下である。

## ●請求手続き

①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構が9月上旬から、請求可能な旨のお知らせを送付しています。同封のがき、もしくは書類(年

金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。

令和6年(2024年)1月4日(木)までに請求手続きが完了すると、令和5年(2023年)10月分からさかのぼって受け取ることができます。

②年金を受給し始める方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市町村で請求手続きをしてください。

※現在、年金生活者支援給付金を受給されている方は、基本的には更  
新手続きは必要ありません。

※日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求め  
ることはありません。

問 住民課(吉備庁舎)・ねんきん

ダイヤル ☎0570・05・1165・和歌山西年金事務所  
☎073・447・1660